

保育施設等利用調整基準

保育施設等において、利用希望児童数が受入可能児童数を超えた場合は、下記の調整基準指数により利用調整を行い、入所児童を決定いたします。

調整基準

(1)	世帯の調整基準指数の順位により調整を行います。 (調整基準指数は、対象児童の保護者それぞれの基準指数(下記基準指数表による)と世帯の調整指数(下記調整指数表による)を合算して求めます)
(2)	(1)の調整により同位の場合、下記基準指数表の優先順位により調整を行います。
(3)	(2)の調整により同位の場合、世帯の基準指数の順位(対象児童の保護者それぞれの基準指数(下記基準指数表による)の合算)により調整を行います。
(4)	(3)の調整により同位の場合、世帯の所得の低い順位により調整を行います。

基準指数表

優先 順位	保護者の状況		基準指数
4	外勤	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	90
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	80
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	70
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	60
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	50
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	40
5	自営 (居宅外)	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	90
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	80
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	70
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	60
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	50
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	40
	自営 (居宅内)	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	88
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	78
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	68
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	58
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	48
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	38
8	内職	週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	30
10	求職	就労内定又は開業予定の場合(派遣労働者であって、育児休業からの復職を予定しているものを除く。)	備考4
		求職活動中	20
11	育休継続	育児休業を取得中に転園し、引き続き育児休業を継続して取得する場合	30
7	出産	出産のため保育に当たれない場合	60
3	疾病・しょうがい	入院(おおむね1か月以上)・入院予定	100
		疾病・傷病 常時病臥(が)・精神疾患・感染症	100
		一般療養	60
		しょうがい 身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～2度	100

			身体障害者手帳３級・愛の手帳３度	８０
			身体障害者手帳４級・愛の手帳４度	６０
６	介護看護	居 宅 外 介 護 ・ 看 護	週５日以上、日中週３２時間以上の付添い	８０
			週４日以上、日中週２２時間以上の付添い	６０
			週３日以上、日中週１２時間以上の付添い	４０
		居 宅 内 介 護 ・ 看 護	重度心身しょうがい者等の介護・看護	１００
			常時観察・日常介護	７０
			上記以外の居宅介護・看護	５０
２	災害	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たれない場合		１００
１	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等		１００
９	就学	就学技能取得等のため、保育に当たれない場合		７０

備考

- １ 保護者からの申込みに基づき、必要な書類が提出された場合にのみ適用する。
- ２ 外勤の場合であって、短時間勤務制度等を利用しているときは、契約上の勤務時間ではなく、短時間勤務制度等利用後の勤務時間で基準指数を決定する。
- ３ 就労日数の実績が、勤務先の定める制度上の休暇・休業以外の理由により契約上の勤務日数を下回るときは、就労日数の実績に基づき基準指数を決定する。
- ４ 保護者の労働形態に対応する基準指数を適用する。

調整指数表(調整指数番号１２について、分かり易くするために条例施行規則の条文と一部表記を変えています。加算条件や点数は変わりません。)

	番号	条件	調整指数
保護者の状況	１	保護者のいずれかが単身赴任中である場合	＋４
	２	短時間勤務制度等を利用し、短時間の勤務となる場合（就労時間が週４０時間に満たない場合。）	＋５
	３	保育施設等の利用開始希望日後に、産前産後休暇終了により復職予定である場合	＋２
	４	保護者の両方又はいずれかが、市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育を行う事業所、家庭的保育を行う事業所、認可外保育施設又は幼稚園において、就労する場合（市内利用希望保育施設等を５か所以上記載している場合に限る。）	＋２
	５	自営業主が自営・内職等就労状況申立書を提出する場合で、添付書類として市が定める書類が不足している場合	－３
	６	自営業主が自営・内職等就労状況申立書を提出する場合で、添付書類として市が定める書類を提出しない場合	－６
世帯の状況	７	多胎児の新規利用申込みの場合	＋８
	８	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の２人の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	＋１０
	９	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の３人以上の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	＋１３
	１０	現在同一世帯の２人の小学校就学前子どもがそれぞれ別の保育施設等を利用している場合であって、同じ保育施設等を利用することを希望する場合	＋５
	１１	同一世帯に保育施設等の利用申込みを行わない幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どもがいる場合（認定こども園を利用する小学校就学前子どもについては、認定区分が１号認定の場合に限る。）	＋１０
	１２	利用申込就学前子どもにしょうがいがある場合	＋１５
	１３	利用申込就学前子どもが医療的ケアを必要とする場合（１２と合算不可）	＋３０

	14	医療的ケアを必要とする小学校就学前子どもが、現在保育施設等を利用している場合であって、同一世帯の他の小学校就学前子どもが保育施設等の利用申込みをする場合（就労時間が週40時間に満たない場合。ただし、調整指数は就労の基準指数の上限を超えないものとする。）	+20
	15	ひとり親世帯（同居人なし）	+80
	16	ひとり親世帯（同居人あり）	+74
	17	健康で不就労の同居の祖父母（65歳未満）がいる場合	-10
	18	生計中心者が求職中の場合	+80
	19	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯で、保育の実施が当該世帯の自立に効果的であると市長が認めた場合	+20
	20	保育施設等の利用開始希望日の属する年度の前年度市区町村民税が非課税の世帯	+10
保育の状況	21	入所年齢に上限のある認可保育所、認可外保育施設等を卒園し、又は入所当時に定められた入所期間が満了し、引き続き別の保育施設等を利用する申込みをする場合（市内利用希望保育施設等を5か所以上記載している場合に限る。）	+40
育休	22	市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育又は家庭的保育を行う事業所に入所している小学校就学前子ども（就労を要件として、入所した者に限る。）の保護者が育児休業を取得したことにより、認可保育所等を退所した場合において、育児休業明けに当該小学校就学前子どもについて利用申込みをする場合（6か月以上の退所期間がある場合に限る。）	+80
その他	23	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1～2級・愛の手帳1～2度・要介護4～5程度の者を介護・看護する場合	+10
	24	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級・愛の手帳3度・要介護2～3程度の者を介護・看護する場合	+4
	25	基準指数表において居宅外介護・看護又は居宅内介護・看護に該当する者が、児童にとって扶養義務者に当たる者を介護・看護する場合	+30